

旭川市合葬式施設検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における合葬式施設の整備等について、さまざまな視点から検討を進めるため、旭川市合葬式施設検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者及び団体からの推薦者で構成される委員10人程度で組織する。

- (1) 高齢者又は高齢者の福祉に関する事業又は活動を行う者
- (2) 学識経験者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (4) 市長が適当と認めた者

(会議の役割)

第3条 会議は、次の事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 合葬式施設の在り方について
- (2) 施設形態及び管理運営方法等について
- (3) その他合葬式施設に関すること

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は、会議の意見のとりまとめの日までとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行する。